附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。ただし、附則第三条、第三条の三及び第三条の四に係る改正規定は、令和二年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正後の職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則（以下この項及び次項において「規則」という。）第二条の規定は、この省令の施行の日以後に開始しようとする申請職業訓練（規則第二条第一号イに規定する申請職業訓練をいう。以下この項及び次項において同じ。）の認定について適用し、同日前に開始しようとする申請職業訓練の認定については、なお従前の例による。

2　この省令の施行の日前に行われたこの省令による改正前の規則附則第三条の三又は第三条の四の規定による申請職業訓練の認定については、なお従前の例による。

3　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

4　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○厚生労働省令第七十四号

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第四条第二項第二号ヘ並びに第五条第二項第二号ハ及びニの規定に基づき、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

厚生労働大臣　加藤　勝信

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則（平成元年厚生省令第三十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第四条第二項第二号ロの厚生労働省令で定める場所） **第三条**　法第四条第二項第二号ロの厚生労働省令で定める場所は、次のとおりとする。 一～三　（略） 四　老人福祉法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム（以下「有料老人ホーム」という。） 五　（略） （法第四条第二項第二号への厚生労働省令で定める事業） **第四条**　法第四条第二項第二号への厚生労働省令で定める事業は、時間外労働及び休日労働が長時間にわたる医師が勤務している医療機関における当該医師の労働時間の短縮に向けた体制の整備に関する事業とする。 （法第五条第二項第二号ロの厚生労働省令で定める施設） **第五条**　法第五条第二項第二号ロの厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。 一～六　（略） 七　老人福祉法第五条の二第四項に規定する老人短期入所事業を行う施設（以下「老人短期入所施設」という。）のうち、緊急時の対応を行うことができるものとして整備される施設 （法第五条第二項第二号ハの厚生労働省令で定める老人福祉施設） **第六条**　法第五条第二項第二号ハの厚生労働省令で定める老人福祉施設は、次のとおりとする。 一　老人福祉法第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム（以下「特別養護老人ホーム」という。）であって、その入所定員が二十九人以下であるもの又は老人短期入所施設であって、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）第百二十一条第四項に規定する併設事業所（特別養護老人ホームに併設されるものに限る。）若しくは指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）第百二十九条第四項に規定する併設事業所（特別養護老人ホームに併設されるものに限る。）	（法第四条第二項第二号イの厚生労働省令で定める場所） **第三条**　法第四条第二項第二号イの厚生労働省令で定める場所は、次のとおりとする。 一～三　（略） 四　老人福祉法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム 五　（略） （新設） （法第五条第二項第二号ロの厚生労働省令で定める施設） **第四条**　法第五条第二項第二号ロの厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。 一～六　（略） 七　老人福祉法第五条の二第四項に規定する老人短期入所事業を行う施設（緊急時の対応を行うことができるものとして整備されるものに限る。） （法第五条第二項第二号ハの厚生労働省令で定める老人福祉施設） **第五条**　法第五条第二項第二号ハの厚生労働省令で定める老人福祉施設は、次のとおりとする。 一　老人福祉法第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム（以下「特別養護老人ホーム」という。）であって、その入所定員が二十九人以下であるもの